

# 令和8年第4回教育委員会会議記録

令和8年4月28日（火）

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名  
日程第 2 議案第1号 八雲町教育支援委員会委員の任命について  
日程第 3 議案第2号 八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について  
日程第 4 議案第3号 八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について  
日程第 5 議案第4号 八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について  
日程第 6 議案第5号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について  
日程第 7 議案第6号 八雲町学校運営協議会委員の任命について  
日程第 8 報告第1号 令和7年度教職員の交通事故・違反発生状況について  
日程第 9 その他

## ◎出席者

教育長	西田浩人
委員	福田浩子
委員	石岡美香
委員	小林一美

## ◎欠席者

委員	羽田圭吾
----	------

## ◎出席した説明者

学校教育課長兼	
学校給食センター所長	三坂亮司
学校教育課参事	佐藤有三
学校教育課長補佐	松浦真理子
学校教育課総務係長	渡辺直樹
社会教育課長兼図書館長	佐藤真理子
社会教育課長補佐	若山晋悟
社会教育課社会教育係長	西山誠
社会教育課文化財係長	大谷茂之

図書館奉仕係長	藤 本 陽 子
体育課長	阿 部 雄 一
体育課長補佐	作 田 知 宣
学校給食センター庶務係長	西 野 了

◎記録者 学校教育課総務係長 渡 辺 直 樹

【開会 午前10時00分】

### ◎開会・開会宣言

○教育長 本日、令和8年第4回教育委員会会議を招集いたしました。出席お疲れ様です。  
本日の出席者は4名です。定足数の出席を認めます。よって、令和8年第4回八雲町教育委員会会議を開会いたします。  
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

### ◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員に、小林一美委員を指名いたします。  
次の日程に入る前にお諮りします。  
本日会議の議案第1号から議案第6号は、人事案件であることから、八雲町教育委員会規則第20条第1項の規定により、秘密会としてよろしいでしょうか。  
(「異議なし」という声あり)  
○教育長 ご異議がございませんので、秘密会とします。

### ◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町教育支援委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。  
○学校教育課長 それでは、説明いたします。議案書1ページをお開き願います。  
教育支援委員会は、心身に障がいのある児童生徒等に対する教育支援及び就学先の決定に関する審議を行い、就学の適性を図ることを目的に設置しております。  
八雲町教育支援委員会条例第4条第1項において、医師、知識経験者、町内小、中学校校長・教頭・教諭、医療施設の職員・関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命すると定められており、現在19名を任命しております。  
この度、関係行政機関及び町内学校長及び教諭の人事異動等に伴い欠員が生じたことから、その補充として新たな委員を任命するものであります。  
任命する委員は、議案書記載の4名であります。

任期は、令和8年4月1日から条例第4条第2項の規定により、前任者の残任期間であります令和9年3月31日までとなっております。

以上、議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター庶務係長 それでは、ご説明いたします。議案書2ページになります。

学校給食センター運営委員会については、八雲町学校給食センター設置条例第4条により給食センターの円滑な運営を図るため、20人以内の組織とし、委員は、学校職員、父母の代表者、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するものであります。

この度の委嘱は、学校長の人事異動に伴う欠員が生じたため、委員の補充として、議案記載の1名を委嘱するものであります。

なお、委嘱日は令和8年4月1日、任期は条例第4条第3項の規定により、前任者の残任期間であります令和8年9月30日までとなっております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 それでは、説明いたします。議案書3ページをお開きください。

八雲町社会教育委員は、社会教育法第15条第1項の規定に基づき、町の条例により設置される委員であり、条例第4条の規定により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱する委員です。

また、八雲町公民館条例第15条の規定にもとづき、社会教育委員は公民館運営審議会委員も兼ねることとなっております。

本年4月1日付け教職員の人事異動により欠員が生じたことから、新たに委嘱するものであり、委嘱する2名は議案書記載のとおりで、本年4月1日に遡って委嘱しようとする

ものであります。

なお、今回委嘱する委員の任期は条例第3条の規定で、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間と定められており、令和9年9月30日までとなります。

以上で、説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第5 議案第4号「八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 議案第4号八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について、ご説明いたします。議案書4ページをお開き願います。

本件は、令和7年10月1日に任命しておりました委員1名について、4月1日付人事異動により欠員が生じたことから、補充を行うものであります。

スポーツ基本法第31条では、地方スポーツ推進に関する重要事項を調査させるため、市町村にスポーツ推進審議会を置くことができることとなっております。八雲町においては、八雲町スポーツ推進審議会条例を定めて審議会を設置しており、学識経験のある者および関係行政機関の職員から5名の方を任命しております。

この度欠員となったのは、児童・生徒のスポーツ振興関係者として任命していた八雲町中学校体育連盟理事長であり、4月1日付の八雲町校長会人事異動により、八雲町中体連理事長が交代となったことから、この度新たに議案書に記載している方を委員として任命するものであります。

なお、任期につきましては令和8年4月1日から令和9年9月30日までの、前任者の残任期間となります。

また、八雲町総合体育館条例第5条において、総合体育館運営委員は八雲町スポーツ推進審議会委員をもって充て、その任期はスポーツ推進審議会委員の任期によると規定されていることから、あわせて任命するものであります。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

## ◎日程第6 議案第5号

○教育長 日程第6 議案第5号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 議案第5号八雲町スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明いたします。議案書5ページをお開き願います。

本件は、令和7年10月1日に委嘱しましたスポーツ推進委員のうち、学校推薦として委嘱していた2名について、4月1日付の教職員人事異動により欠員が生じたため、補充を行うものであります。

スポーツ基本法第32条第1項では、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望がありスポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有する者の中から市町村教育委員会がスポーツ推進委員を委嘱することとなっており、現在16名を委嘱しております。

この度、教職員の人事異動により委員に欠員が生じたことから、八雲町スポーツ推進委員規則第5条第1項の規定により欠員となった委員2名を委嘱するものであり、前任者が所属していた学校長の推薦を受けた議案書に記載の方々について、委嘱するものであります。

なお、任期につきましては令和8年4月1日から令和9年9月30日までの、前任者の残任期間となります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

## ◎日程第7 議案第6号

○教育長 日程第7 議案第6号「八雲町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは、説明いたします。議案書6ページをお開きください。

学校運営協議会委員は、八雲町学校運営協議会規則第5条第1項において、協議会の委員の定数は15人以内とし、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、対象学校の校長及び教職員、教育委員会が適当と定める者のうちから、教育委員会が任命すると定められており、この度、議案書6ページ、7ページに記載のとおり、落部中学校区で11人、野田生中学校区で12人、八雲中学校区で15人、熊石中学校区で11人合計49人を任命するものです。

なお、任期は、規則第6条の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となっております。

以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。

ここまで秘密会で行っておりますが、議案第1号から第6号はそれぞれ議決をいただきましたので、個人情報を除き議事録を公開することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がありませんので、そのように決定しました。

秘密会を解きます。

### ◎日程第8 報告第1号

○教育長 日程第8 報告第1号「令和7年度教職員の交通事故・違反発生状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは、説明いたします。議案書8ページからになります。

本件は、令和7年度教職員の交通事故・違反発生状況について、別紙のとおり報告するものであります。

議案書9ページの一覧表をご覧ください。

令和7年度は、記載のとおり24件の事故・違反が発生しており、令和6年度と比較し11件の増加であり、データがある平成22年度以降、発生件数合計では、最悪の件数となっております。

令和7年度24件の内訳ですが、いわゆる交通違反は13件であり、昨年度と比較して2件の増加で、スピード超過7件、信号無視4件、通行禁止違反及び駐車違反が各1件でした。交通違反のうち、道教委の基準による懲戒処分の対象となる違反はありませんでしたが、管理職による違反は3件ありました。

物損事故は11件と例年以上に多く発生しており、有責事故が5件、野生動物との衝突を含むもらい事故5件、自損事故が1件となっております。

令和7年度は、4月に6件の事故違反が発生したことから、教育委員会では5月の校長会議・教頭会議において過去最悪のペースで事故違反が発生している状況を説明し、事故・違反の撲滅に向けた取組と職員に対する指導徹底を指示したほか、毎月の校長会議・教頭会議において、交通事故・違反状況を報告するとともに、事故にあわない・起こさない運転について継続した指導の徹底を確認してまいりましたが、24件の発生となっております。

教育委員会としては、昨年度の状況を踏まえ指導を継続し、事故・違反の撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

### ◎日程第9 その他

○教育長 日程第9 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

### ◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和8年第4回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時20分】